

シールドマシン掘進(テールシールグリース投入) 作業に使用されている主な化学物質

| チェック欄 | 成分名(別名) | CAS RN | 有機則の適用 | 特化則の適用 | リスクアセスメント対象物質 | 発がん性物質 | 皮膚等障害化学物質 | GHS標章 |
|--------------------------|-------------------------|------------|--------|--------|---------------|--------|-----------|-------|
| <input type="checkbox"/> | 2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール | 128-37-0 | | | ○ | | ○ | |
| <input type="checkbox"/> | 鉱油 | 72623-86-0 | | | ○ | | | |

シールド工事

シールドマシン掘進作業及びセグメント運搬作業

リスク管理マニュアル

(2025年3月版)

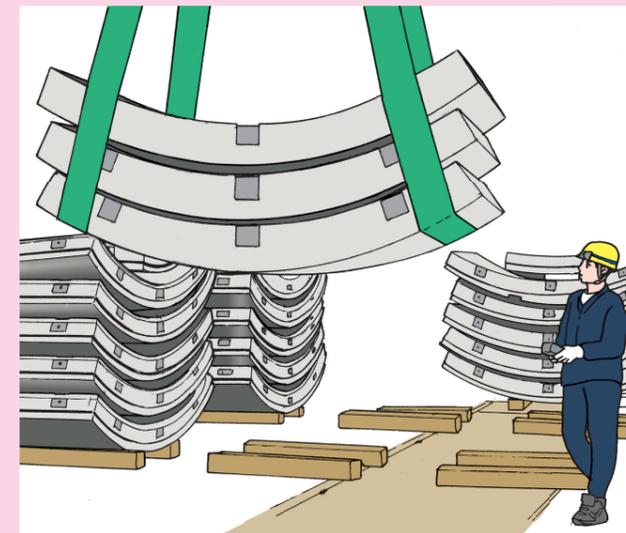
本マニュアルは、厚生労働省令和6年5月8日技術上の指針公示第26号「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」2-2-1-(4)に記載されている「建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用等を行うことを定めたマニュアル」です。

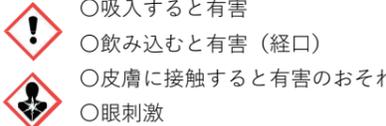
本マニュアルにより、

1. 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できること
2. 定められた措置を適切に実施することで、その作業において、リスク低減措置を実施することができること

となります。

本マニュアルの作成に当たっては、建設労務安全研究会の協力を得て、建設業における代表的な化学物質取扱作業を特定の上、建設業労働災害防止協会が、労働安全衛生総合研究所等の協力により、現場でのばく露測定調査を実施し、これらの作業におけるばく露実態を踏まえた労働安全衛生規則第577条の2第1項に定める有効な呼吸用保護具の使用を示しました。



| | | | | | | |
|-----------------|--|-------------|---------------------|---|-----------------|--|
| 作業 | テールシールグリスを使用するシールドマシン掘進作業、シール貼付け後のセグメント運搬作業 | | 取扱い会社名 | | 元請会社名 | |
| 製品名 | | メーカー | 作業内容 | | 作業期間 | |
| 作業所名 | | | | | | |
| 化学物質管理者 | | 選任日 | 保護具着用管理責任者 | | 選任日 | |
| 化学物質名 | 裏表紙のチェック欄にチェックする。 | | 保護具の留意点 | 【防護手袋】・皮膚等障害化学物質が含まれる場合は、使用する手袋は、化学防護手袋とする。 必要に応じ、保護具メーカーに耐透過性クラスを確認する。 | | |
| 発がん物質の有無 | | | | | | |
| 危険性 | GHS なし | | 【リスク低減対策】 | (1)マスク | (2)防護手袋を使用しての作業 | |
| 有害性 |  <ul style="list-style-type: none"> ○吸入すると有害 ○飲み込むと有害（経口） ○皮膚に接触すると有害のおそれ ○眼刺激 | | |   | | |
| 緊急時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○吸入した場合、新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。直ちに医師の手当を受ける。 ○眼に入った場合、清浄な水で最低15分間洗浄し、直ちに医師の手当を受ける。 ○飲み込んだ場合、無理に吐かせないで、医師の手当を受ける。口の中が汚染されている場合は、水で十分洗う。 ○皮膚に付着した場合、直ちに汚染した衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石けん水で洗う。 | | その他 注意事項 | | | |

| 作業内容 | | 作業内容・製品に応じた呼吸用保護具 | 作業内容 | 防護手袋 | 保護めがね | 保護衣 | 保護靴 | 記録欄 | |
|---------------------------------|----------------------------|---|---------------------|--|---|------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------|--|
| ① | シールドマシンの掘進作業（グリスの投入作業を含む。） | 2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール、鉱油で鼻・喉に刺激がある場合には、防毒マスク（有機ガス用）を使用する。 | ① | 溶剤やグリスが付着する可能性がある場合には、ニトリルゴム製の手袋を使用する。（溶剤が付着することが予想されない場合は、化学防護手袋は必要としない。） | 溶剤やグリスが眼に飛散する事が予想される場合にはゴーグル形又は側板（サイドシールド）付き保護めがねを使用する。 | 皮膚が露出しない服を使用する。（夏季においては、熱中症対策が必要。） | 安全靴を使用する。（床の状況によっては、長靴を使用する。） | 異常の記録 （保護具忘れ、こぼした、眼に入ったなど）応急処置の記録等 | |
| ② | セグメントシール貼付け後の運搬（玉掛け作業） | 鼻、喉に刺激がある場合には、防毒マスク（有機ガス用）を使用する。（臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸収缶を即交換する。） | ② | 化学防護手袋は必要としない。 | 化学物質対策のための保護めがねは必要としない。 | | | | |
| 保護具着用管理責任者 （前日までに記入） | ①②を記載 | 選択したマスクを記載 | 選択した手袋を記載 | 選択したものを記入 | | | | | |
| 従事する作業内容 （当日記入） | ①②を記載 | 実際に使用したものを記載 | 実際に使用したものを記載 | 実際に使用したものを記載 | | | | 元請確認 | |

* ②皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行）及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リストに記載されている物質